

平成25年 3 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成25年 3 月 22 日 開会

平成25年 3 月 22 日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 2 5 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 議 員 全 員 協 議 会

平成 2 5 年 3 月 2 2 日（金曜日）

午前 1 0 時 5 0 分開議

議 事 日 程

1 報 告 事 項

（1）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協 議 事 項

（1）宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例

（2）宮古地区広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

（3）一般廃棄物処理施設整備基本構想について

（4）農林業系副産物の試験焼却結果等について

（5）宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約について

（6）宮古地区広域行政組合消防本部地震・津波災害対応計画について

（7）その他

3 そ の 他

出席議員（９名）

1 番	佐々木	久 任 君	2 番	内 舘	勝 則 君
3 番	加 藤	久 民 君	4 番	黒 沢	一 成 君
6 番	工 藤	小百合 君	7 番	合 砂	丈 司 君
9 番	松 本	尚 美 君	1 1 番	山 崎	泰 昌 君
1 3 番	茂 市	敏 之 君			

欠席議員（４名）

5 番	宇都宮	勝 幸 君	8 番	宮 森	鋭 幸 君
1 0 番	山 崎	幸 男 君	1 2 番	小松山	久 男 君

説明のための出席者

事 務 局 長	小 野 寺	善 彦 君
総 務 課 長	岩 田	直 司 君
施 設 課 長	鈴 木	登 志 美 君
消 防 長	野 沢	浩 二 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	永 田	秀 昭 君
総 務 課 長	工 藤	久 也 君

◎開 会

○議長（茂市敏之君） それでは、時間でございますので、会議に先立ち救急車の接触事故について事務局より報告がございます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、私のほうから皆様にご報告とお詫びを申し上げます。

公用車の事故でございます。発生日時は平成25年3月11日月曜日、13時52分頃。

場所は宮古市宮町1丁目地内交差点でございます。

内容につきましては、緊急出動中の高規格救急車が小山田地内から急病患者を宮古病院まで搬送中、宮古第一中学校前の赤信号の交差点を徐行しながら右折したところ、市役所方向から走行し、出逢い橋方向に右折するため交差点内で停止していた一般の普通乗用車のフロントバンパーの右端と救急車の右後部の側面が接触した事故でございます。

事故後、別の救急車を出動させ、患者を引き継ぎ宮古病院へ搬送しております。この事故により病院に傷病者を収容するまで通常より15分ほど多くかかってございます。幸いにしてけが人等もなく、患者さんは軽傷と診断され、その日のうちに帰宅しております。

公用車の運行管理につきましては、より一層の安全確認、事故防止の徹底を図り、消防業務の目的が達成できなかったということはないよう事故防止に努めてまいります。

どうも申しわけございませんでした。

○議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は9名であります。

これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果報告

○議長（茂市敏之君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

内館議会運営委員長。

○議会運営委員長（内館勝則君） それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告として監査委員からの平成24年度の定期監査及び例月現金出納検査の結果について、その写しをもって報告とするものです。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、今回は、3番、加藤久民議員、4番、黒沢一成議員を議長が指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月22日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定します。

日程第3で、発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提出を予定しており、これを議題といたします。なお、この改正条例であります、改

正内容については10月の議員全員協議会で協議しておりますので、資料7の内容で私が提案者となって、副議長を除く議会運営委員の連名によって発議案を議長に提出いたします。

日程第4の予算大綱説明ですが、管理者が議長の許可を得て説明します。なお、今回、一般質問はございませんでした。

日程第5で、議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第6で、議案第2号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

日程第7で、議案第3号 宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例を議題といたします。

日程第8で、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第9で、議案第5号 宮古地区広域行政組合情報公開条例及び宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（茂市敏之君） 議会運営委員長の報告がありましたが、これについてよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例

○議長（茂市敏之君） 次に、本日の協議案件はお手元に配付されております会議次第のとおり6件であります。

まず初めに、宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例について事務局の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） それでは、資料のナンバー9の8ページをお開き願います。

宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例について説明させていただきます。

当組合におきましては、これまで行政財産使用料にかかわる定めがなく、宮古市の財務規則の規定に倣いまして、市の行政財産使用料条例を準用して使用料の徴収を行ってまいりました。

1に制定の趣旨がございますが、これの記載のとおり、組合用地の一部が三陸沿岸道路事業の残土置き場として、今後、長期間利用される予定があるということから、地方自治法の規定に基づきまして、行政財産の使用料の徴収及び徴収方法に関して必要な事項を明文化するために条例を制定しようとするものでございます。

2の制定内容でございますが、1として条例制定の目的、2として使用料の徴収、3として使用料の額、4として使用料の免除、5として使用料の不還付、6として使用料の徴収方法を規則に委任するというものでございます。施行につきましては、平成25年4月1日から施行したいと考えてございます。

なお、資料9の2ページ、3ページは条例案の内容となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問はございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 参考までに三陸沿岸道路の残土置き場として貸すことが想定されていいますが、大体どういう単価になりますか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 予定しておりますのは、この資料の中にも基本使用料という部分がございますが、基本的には用地の先般の売払いを行いました単価平米当たり1,000円というのが基本になってございます。それから算出して使用料を出すという形にしております。平米当たりが1,000円なものですから、貸す面積も掛けます、その5%というのが基本の料金になります。その1年ごとの更新ということになります。

○議長（茂市敏之君） いいですか。

そのほかございませんか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 私知らないんですけども、45号線の残土置き場ということなんですけれども、どこの部分工事して、その残土が運ばれるんでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 先般、売払いを行いました。道路の工事に係る残土でございます。

○議長（茂市敏之君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 高速ではなくて45号線。先般というのは、宮古道路とは別ということですか。

○議長（茂市敏之君） 事務局長、お願いします。

○事務局長（小野寺善彦君） 前に売払いの議案を提示しております三陸沿岸道、これは高速道路になりますが、その用地、開削する際に土砂が出ますので、それを仮置きさせていただきますという内容でございます。

○4番（黒沢一成君） わかりました。

ただ、国道45号とついているので、あそこ、45号ですか。そうですか。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、宮古地区広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について事務局の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） それでは、宮古地区広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料のナンバー10の1ページをお開き願います。

改正の趣旨でございますが、地方公務員法の改正に伴いまして、本条例の根拠となります引用条文が地方公務員法の中で改正されておりますので、当組合の引用条項を改正するという内容でございます。

改正の内容でございますが、2ページの表中の第1条第1項中の第29条第2項を第4項と改めるものでございます。

以上が改正の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎一般廃棄物処理施設整備基本構想について

○議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、一般廃棄物処理施設整備基本構想について事務局の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） それでは、一般廃棄物処理施設整備基本構想についてご説明いたしますので、資料ナンバー3の概要版というものがございますので、それをご覧願いたいと思います。

組合では、平成24年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定いたしております。この計画の中では計画的な施設整備を推進するために長寿命化に向けた各処理施設の整備を計画的に実施するとともに、最終処分場の埋立て完了に伴う整備を行うこととしております。また、実施に当たりましては、温室効果ガスの低減に配慮した整備を行い、国の循環型社会形成推進交付金事業を活用していくこととしております。

本構想につきましては、これらを踏まえましてストックマネジメントによる組合の最適な廃棄物処理システムを検討するために取りまとめたものでございます。

まず、1ページをご覧願いたいと思います。

第1章の既存施設に関する方針の(1)の施設整備のコンセプトでございますが、下段に記載しておりますとおり、循環型社会、それから環境配慮型、天然資源の消費抑制、最終処分場の縮減、経済性・効率性の各項目に配慮して施設の整備方針、事業手法を検討するものでございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。

(2)の循環型社会形成推進交付金制度でございますが、組合ではこの制度を活用するために、今回策定いたしました一般廃棄物処理施設整備基本構想を踏まえまして、資料ナンバー3の2として添付しておりますが、循環型社会形成推進地域計画を先に取りまとめております。

この地域計画につきましては、12月議会でご説明を申し上げておりますが、本来であれば一般廃棄物基本構想を先につくって、それに基づいて地域計画という形になるわけ

なのでございますが、震災等の影響で構想の策定がちょっと遅れまして、国との、交付金の事業等の関係で12月に新規計画をつくりまして、国のほうに提唱させていただいているという内容でございます。

次に、表1の交付対象事業でございます。

組合では、この交付金を活用する事業といたしまして、9番の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業、交付率3分の1となっております。それから、18番の施設整備に係る計画支援事業、19番の一番下段でございますが、廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業、この3事業を計画しております。なお、し尿処理施設については、CO₂の削減効果がより多く見込まれるような計画も可能かと考えておりますので、その場合には10番に掲載しております交付率2分の1の事業も使えるのかなと。これはこれからの計画の段階で有利なほうを採用したいと考えております。

次に、3ページでございます。

第2章の既存施設の概要と課題でございますが、既存施設の概要には施設の位置、それから各施設の処理能力等を記載しております。

下段のほうでございます。(2)の既存施設の課題と整備の必要性につきましては、表に記載しておりますが、焼却施設及びし尿処理施設につきましては、一番右側の欄になりますが、老朽化のために今後5年以内の整備が必要な状況でございます。また、最終処分場につきましては、震災廃棄物の受入れに伴う整備が必要なものでございます。

以上を踏まえまして、各施設の整備方針について検討した結果を4ページ以降に取りまとめております。

4ページをご覧いただきたいと思います。

第3章の焼却施設の整備方針でございますが、表2に各新規整備の場合、大規模な場合とか現施設を基幹的にやった場合、解除した場合の3案を示しております。真ん中の第2案、現施設の基幹的設備改良を最終的には整備方針として進めていきたいという内容でございます。

それから、5ページでございます。

第4章、し尿処理施設の整備方針でございますが、表3の比較表のとおり、これであれば案の2の右側になりますが、宮古衛生処理センターの1系列、現在2系列で運転しておりますが、これを1系列にして1系列は休止とする。第2衛生処理センターの運転をプラスして整備方針として掲げていくという内容でございます。

次に、6ページをご覧いただきたいと思います。

第5章の最終処分場の整備方針でございます。

(1)の既設一般廃棄物最終処分場は、埋立容量を増量します軽微変更工事のほか、かさ上げ工事を実施して災害廃棄物を埋立てるものでございます。

(2)の新設の一般廃棄物最終処分場は、既存の施設が平成35年度に埋立て完了となる見込みでございますので、隣接地に平成36年4月の供用を目指して整備を行うというものでございます。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。

第6章の事業スケジュール及び概算事業費でございますが、(1)の事業スケジュール

は、1のごみ焼却施設につきましては、平成25年度から28年度、2のし尿処理施設につきましては、25年度から29年度に整備を行うという内容でございます。3の最終処分場でございますが、既存の施設につきましては24年度、25年度の2カ年で整備を行いたいと考えています。それから、新規の施設につきましては平成30年度から35年度に行う計画でございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。

概算事業費でございます。これにつきましては、今後の精査等で変動いたしますが、現在の概算で申し上げますと、焼却施設は約26億8,600万円、し尿処理施設は約8億6,900万円の事業費を見込んでおります。また、最終処分場につきましては、既存施設が約1億6,400万円、新規施設は約23億7,100万円の事業費を見込んでおります。

以上が一般廃棄物処理施設整備基本構想の概要でございます。

なお、詳細につきましては別途本編を添付しておりますので、これについては後ほどご参照いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） すみません、なかなかいきなり理解ができない部分なんです。ちょっと基本的なところでお尋ねしたいと思います。

概略版ではなくて基本構想の本物というのかな、全体を書いている中で、今後の人口想定が23年度までの実績の推移というのが出ているんですが、今後の施設整備に関しての人口想定というのが加味されているという理解でよろしいですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これにつきましては、以前にも簡単にご説明しましたけれども、この人口推計につきましては、23年度までの実績をもとに今後の人口減を加味しながら推定しているものです。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 100%把握しているわけじゃないんですけれども、し尿の処理施設を例えにした場合、現状が2つ処理場があって、これは同じ規模の施設ということでしょうか。この2つの施設でもって1つの処理場になっているということですか、そういうことですか。そうすると、135、58という数字が載せてあるんですが、今後設備更新する分についてはトータル幾らの処理、これは同規模の処理ということですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 概要版の5ページの表の3のところにもございますが、これからのし尿の減少に伴います部分、現在、処理能力が135キロですが、将来的には103キロで間に合うということでございます。

この案のすぐ下のフローの部分で申し上げますと、現在、宮古衛生処理センターが135キロ、あと第2衛生処理場が58キロということで、58キロの施設が平成11年の3月につくられた施設でございますし、135キロの施設は昭和63年の施設でございます。

すので、今回、平成11年にできました施設はそのまま生かしていくということになります。今回やろうとするのは、135キロ、2系列、67.5キロが2つございますが、そのうちの1つを休止しまして、もう1つを生かしながらこっちを整備しながら将来的な施設運営をしていくという計画でございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 単純に、もっと明快にしてもらいたいんですが、トータルの処理能力が135プラス58、193から最終的にはどのくらいになるというんですか。160とか170にするというふうにですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 能力的には125キロでございます。最終的に予測は、日103キロという数字が計画の中に出ておりますので、その分で間に合う施設能力になります。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） だから、193ある施設を生かしながらというか、135の半分に減とあるので、67.5ですか、それを1つ廃止して、1つ58キロも生かしながらと、最終的にはどうなるのか。102で、58も生かすわけですね。そうすると160ぐらいになるんじゃない。そういう意味じゃないの。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 上のフローの135キロの1系列を潰すことで半分の67.5プラス第2衛生処理場の58を両方、これも生かすということになりますので、合わせますと125.5になります。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。
佐々木議員。

○1番（佐々木久任君） 8ページの概算事業費なんですが、これは総体で、いくらになるんですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） トータルで申し上げますと、23億7,000万円でございます。

○1番（佐々木久任君） 23億7,000万円ですか。改良工事でかなりの金額ですね。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） これ全部でございますか。先ほど、焼却施設については26億8,600万円、それから、し尿処理施設につきましては約8億6,900万円ということで、その2つを合わせますと約35億円。それから、最終処分場につきましては、これは整備は後になりますけれども、既存の災害廃棄物等の受入れに伴って整備する分が24、25年度で1億6,400万円。それから、30年度以降に整備を計画しております最終処分場、新設の部分につきましては約23億7,100万円の事業費を見込んでおります。

○1番（佐々木久任君） そうすれば、約60億3,000万円ということですね。

○事務局長（小野寺善彦君） そうですね。

○1番（佐々木久任君） そうしますと、先ほどそれは循環型社会形成推進交付金制度を利用するということなんですが、財源内訳といいますか、60億円について100%この交付金制度でやるにいいのかどうか、自己負担とか起債が生じるのかどうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 循環型などの交付金につきましては、補助率が3分の1で
ございます。あとそれに、起債と、残り一般財源ということです。起債につきましては、
今、一般廃棄物の処理施設は90%でございます。

○議長（茂市敏之君） よろしいですか。

○1番（佐々木久任君） かなりな起債と自己負担が増える金額になるというふうに理解
してよろしいですね。

わかりました。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 事業者選定アドバイザリーというのはどういうものなんですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これにつきましては、25年度の予算に計上させていただい
ておりますが、これからの基幹的施設改良の工事でございますが、技術的に安心、ある
いは安全な担保というのが非常に重要なことでございます。それに当たりまして、工事
を施工する事業者を選定するまでの部分を評価するための考え方というものを委託しま
して、総合的な判断のもとに業者を選定するというものでございます。

○議長（茂市敏之君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 結構金額が高いと思うんですけども、こんなにかかるものなん
でしょうか、それだけのことに。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） かなりのボリュームなものですから、このぐらいは必要と
思っております。

○議長（茂市敏之君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

加藤議員。

○3番（加藤久民君） 焼却施設は、3案で検討された結果は第2案が適切であるという
ような格好で予算計上されていますけれども、私はちょっと素人なものですからあれで
すけれども、問題は整合性ですね。議案4ページの（7）、これが三角ということにな
っていますけれども、私はここが一番最も心配するんですけども、既存の施設を動か
しながら、それで改良していくという点で、三角ということで対応可能ということでは
書いていますけれども、それが間違いなく対応できるのか、施設を動かしながら対応す
るということですよね。例えば、焼却、燃えているような施設を休止しないで改良して
いくというそういう面では、非常に技術的にちょっと難しいんじゃないかなと。こうい
う焼却施設の業者は大体決まっているんですけども、ご案内のとおり、4・5社ですか。
間違いなく対応できるんですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 現在の焼却施設につきましては、炉が2つございます。1
号炉、2号炉、あと共通部分がございます。確かに共通部分の改良のときには一定の期

間休止する必要があるかと思いますが、基本的には1号炉、どちらが先になるかは、整備の順番でどちらが先になるかがありますけれども、1号炉を動かして共通設備をいっしょに動かす。あと、その間に2号炉の整備をする。次に、今度は2号炉を動かして共通設備を動かす。最後に共通設備を整備する。その間が何日間かの休炉でございますが、今のごみの排出量等を見ますと大丈夫、その間止めても焼却できるというふうに考えてございます。あと、3番のリニューアルの場合ですと全部の炉を止めなければなりませんので、いわゆるその間のごみの処理をどちらかに委託するような形が出てくるというふうに考えてございます。

○議長（茂市敏之君） 加藤議員。

○3番（加藤久民君） そういうことで可能であるという判断ですけれども、当然、最終的には事業者選定のアドバイザーがどういう事業者を選定するかに深くかかわってくるんですけれども、そういう技術的な問題、それを踏まえれば、適切な入札が行われるようしっかりやってもらいたいと思います。

○議長（茂市敏之君） 答弁はよろしゅうございますか。

○3番（加藤久民君） いいです。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） すみません、今、焼却炉なんですけれども、これは以前から要望、希望があったんですけれども、廃熱利用ですね。今回対応できる可能性というのは。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これは今の施設の建設当時からも廃熱利用ということで、例えば温水プールとか、あとは発電ですか、そういった部分も要望等もございましたが、現施設におきましては、まずこの炉ですと発電が難しい。あと、発電をするために附帯設備というのはかなりの事業費がかかるという部分もありますし、基本的に365日稼働しなければならない。そうしますと、盛岡市等のところを見ますと、炉が3つあって、そのうち2炉を動かしながらということで発電するというものでございますので、ほかのこういった基幹改良した施設につきますと、全停止しなければならないというようなものがあるということですし、熱につきましても、現在は施設内の暖房等に使用してございます。やはり、これに伴いますお湯の保温設備、ためておく設備等ですけれども、これにも、また経費がかかるという現在のそういった基幹改良の部分につきましても、せいぜい使えるのは施設の暖房というふうに考えています。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 難しいというのが今の説明なんですけど、基本的な考え方として、確かに施設は広域行政組合、構成市町村で運営しているんですけれども、立地しているのは宮古市ですね。広域行政組合さんの予算で云々ということにはならない可能性も当然あるわけです。だから宮古市の政策的な判断としてどうなのかということも、やっぱり一回検討する必要があると思います。宮古市に立地していますから、構成市町村の山田町であるとか、岩泉町さんとかで利用するというのはなかなか難しいことだろうと思います、直接的には。でも、立地する宮古市とすれば、可能性はやっぱり追求する必要があるのではないかと。いわゆる政策判断として。コストとかというようなものはまたち

よっと置いておいて、今、スマートコミュニティの宮古市も指定を受けて、この地域エネルギーという部分をどう利用していくかということが求められています。ですから、これも1つのきっかけ、チャンスなのかなという気がいたしますので、これは宮古市中心だと思えるんですけども、協議、検討すべき課題ではないでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 本来の目的がごみの焼却というのがございますので、今のこれは今後検討の課題としてごみ質の問題とか、そういうもので、例えば燃料がかさむとかいろんな問題も現在ございます。それらも踏まえて利用の可能性はあるのかどうか。前も確か当初は温水を供給するということで計画はされているんですが、どうしても送水する保温設備とか送水管のほうが必要だということで、結果的には断念せざるを得なかったというようなこともあるようでございます。設備改良に伴って、そういうのが提供できるのかどうかも含めて、ちょっとその辺は検討したいと思います。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） そうですね。検討した結果、どうしてもこれが対応が不可能だ、可能性がないという判断であればいいですが、やっぱり具体的にどうなのか、専門家ももちろん必要だろうと思いますし、政策的な判断というのも当然あると思うので、これを早くアドバイザー含めて発注するような雰囲気の中なんですけれども、していないとすれば、やっぱりやるべきというふうに思います。

それから、もう1つは、今の流動炉床そのものはシステムとすれば変わらないのでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 今の処理方式の中で進めたいというふうに思っているところです。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） ガス化溶解炉についてはかなり技術的にも大変だなという、先進地の部分もあると思うんですけども、いずれガス化溶解炉は次世代の焼却炉という位置付けで導入してきた地域もあると思うんです。ガス化溶解炉の最大のメリットというのは、灰というんですか、それが固形化する、無害化するというようなメリットがあるんです。最終的には灰の処分、場合によっては別のものにも利用できるというようなメリットがあるんですけども、今回はそういったものも全然検討しなかったわけでしょう。事業費も当然絡んでくる。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 全く検討しなかったわけではないとは思いますが、これからの管内の人口の減少、あるいはごみ量によって、今この時点でそういうものを整備して、それが果たして適正な投資になるのかどうかということがあります。ある程度、今後の状況を見据えながら、ガス化溶解炉を使えば処分場もコンパクトにできますし、スラグ等の再利用もできるというメリットもございます。ただ、投資も大きいものがございまして、現在のところはそういう、現在の施設でも若干、将来的には余裕が出てくるような施設になりますので、ある程度この施設で運用して行って、将来のある部分に

達した時点では改めてどういう施設にするかという検討は必要かなと考えています。

○議長（茂市敏之君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 今のことで、ちょっと私も1点だけお願いします。

概要の4ページのほうなんですけれども、やっぱり案の2を推しているようですが、おおむね10年から15年ごとに実施する大規模な改良事業というふうな説明が本文にあるんですが、これを考えた場合に、3番の大規模リニューアル、これに対してどちらのほうが、現状ではこういうコストが出ていますが、また10年後、15年後に改良しなきゃならないという前提が付いています。こうなった場合には、どちらのほうがコストが低いかということのはわかるんでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 8番の経済性というところを見ていただきたいんですけれども、まず建設費、工事費の部分でも、リニューアルの場合ですと67億円ほどとなっております。今、組合のほうで進めようとしているのは約26億円というふうに、建設費がこのくらい差がございますし、今後、運営していく、あるいはトータルコスト等を考えた場合に、③のところなんです、リフォームの場合ですと約110億円あるよという形になります。片や、私たちが進めようとしているのが64億円という形で、トータル的なこれからの維持管理等の部分の踏まえましても、現在の施設の基幹改良のほうがまず有利であるというふうに判断しています。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） それは理解はしているんですが、もっと簡単に聞きますと、17年を一つのスパンにしておいた場合に、2番目の案のやつはまた改良が入るという説明だと思うんです。3番のほうは2番と同じように改良しなきゃならないのか。それとも改良せずにそのまま使えるのかどうか。そこを教えてください。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） リニューアルの場合も同じように、17年以降につきましては、同じような整備等が必要になるということでございます。

○11番（山崎泰昌君） わかりました。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

加藤議員。

○3番（加藤久民君） 処分場の関係なんですけれども、6ページに載っていますけれども、当然、震災絡みの埋立てで時期が早まるという関係で、それでかさ上げするという案件ですけれども、かさ上げた結果、私もちょっと図面上で見たら5万立米ですか、かさ上げて現地盤高より高くなるような感じに見えるんですけれども、そうなればちょっと問題があるかなという感じがするんですけれども、当初の計画は地盤と同レベルで計画したと思いますけれども、そして、かさ上げた結果、周辺の山より高くなっているような、図面上は見たら見えますけれども、そうになるとちょっと問題じゃないかなと思いますけれども、その辺の説明をちょっと。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 確かにこの図面ではちょっとわかりにくいと思うんですが、現状の計画の埋立地が50万600立米でございます。これは廃棄物処理法の中に、その施設の10%までが軽微変更で可能だということで、昨年11月に県のほうに許可いただきまして、既に11月から不燃系の災害廃棄物を搬入してございます。この図で申し上げますと、横に点線が入っている部分が既存の埋立てしたところ、ここの上にこれから入ってきます災害廃棄物をこのように乗つけるという形になりますが、これらにつきましても、通常、セル方式といいまして、入ってきたものに対してはすぐ覆土をかけて転圧していくというやり方をしております。高さ的にも一定の高さが、今、5メートルの高さで切りまして埋立を進めております。最終的には25年度までで4万3,000立米というようなこととなりますが、既存の埋立地からはみ出るということはありません。説明のためにこういうふうに書いていましたけれども、大丈夫でございます。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎農林業系副産物の試験焼却結果等について

○議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、農林業系副産物の試験焼却結果等について事務局の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） それでは、放射性物質に汚染された農林業系副産物の試験焼却の結果等につきましてご説明申し上げますので、資料のナンバー4をご覧くださいと思います。

まず、1ページをお開き願います。

1の試験焼却前の住民説明会の内容等でございますが、これにつきましては1月25日に試験焼却に先立ちまして住民説明会を実施しております。それらの意見が4の内容ということで出されておりますので、それらを踏まえまして試験焼却を実施しております。

2ページをお開き願います。

農林業系副産物の試験焼却における実証データでございます。

試験焼却につきましては、農林業系副産物の焼却処理の安全性について確認をするために2月5日から8日の4日間、組合の焼却施設で実施いたしております。実施に当たりましては、川井地区の汚染牧草11.61トンを使用し、焼却灰中の放射性セシウム濃度が1キログラム当たり800ベクレル以下となるように一般ごみと混ぜ合わせまして実施をしております。また、処理の安全性を評価するために牧草、それから焼却灰の放射性セシウムの濃度、それから運搬車両、焼却施設等の空間線量を測定しております。

下段になりますけれども、安全性の評価の目安となる放射性物質の濃度等の基準値については、国のガイドラインをもとに組合独自の受入れ基準、これは表の右側の試験焼却の基準というのがございますが、この太枠で囲んだ部分が組合独自の基準ということで決めて安全性を検証しております。表の中で焼却灰につきましては国の基準では8,000ベクレル以下となっておりますが、当組合におきましては1,000ベクレル以下に

抑えるという内容でございます。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

2の放射性セシウム濃度及び空間線量の測定結果でございます。焼却に使用しました牧草につきましては、放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり1,075ベクレルから1,700ベクレルということで、管内でも濃度の高いものを使って試験を実施しております。

まず(1)の灰ガス中の放射性セシウム濃度でございますが、全て、検出限界値未満ということでNDという表現をいたしますが、検出限界値未満ということでございました。

それから、(2)の焼却灰でございますが、1キログラム当たりの放射性セシウム濃度は主灰で検出限界値未満から33ベクレル、飛灰、これはバグフィルターで捕集されます煤塵というものでございますが、その飛灰で218から310ベクレルということで受入れ基準の1,000ベクレルは大きく下回っております。

次に、(3)の最終処分場の地下水と放射性セシウム濃度の測定でございますが、地下水については最終処分場の水処理施設周辺の2カ所、それから、最終処分場から出ます浸出水、それから、それを処理いたしまして河川に放流いたします放流水について濃度測定しておりますが、いずれも検出限界値未満という結果になっております。

それから、(4)ですが、試験焼却に係る処理施設周辺等の空間線量を測定しております。1から4にその内容を記載しておりますが、追加空間線量0.19マイクロシーベルトというのは、これは自然界に約0.04ぐらいございます。0.19を加えると大体0.23になるということで、0.23で年間受ける放射線が1ミリシーベルトになるということから、そういう追加線量ということで基準がございますので、全てその結果を下回る結果となります。それから、周辺住民の方々からご要望がございまして、焼却施設の周辺の藤原小とか小山田の保育所とか測定しておりますが、いずれも変化がなかったという結果になっております。

以上の結果から、組合で設定しております基準値を全て下回っておりますので、安全に処理されることが確認されたというものでございます。

4ページから7ページには結果を取りまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

8ページをお開き願います。

今後の方向性でございますが、試験焼却によって安全に処理できるというのが確認されましたことから、管内で保有しております2,617トンにつきましては、広域として一体的に処理を進めるというものでございます。

2の基本的な考え方でございますが、処理方法につきましては組合の焼却施設で一般ごみと混焼して、焼却灰については最終処分場に埋立てを行うというものでございます。期間につきましては、本年7月から27年3月までの1年9カ月間を見込んでおります。また、放射性物質の管理計画に基づきまして、灰ガス、それから焼却灰の放射性セシウム濃度、それから処理施設及び処理施設周辺の空間線量を定期的に測定して安全性を確認してまいります。

3に焼却処理計画というものがございまして、それは資料の4の2として添付してお

りますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

9 ページの 4 のスケジュールでございますが、これに記載のとおり、6 月に焼却にかかわる市町村の負担割合を定めるために構成市町村の議決をお願いして規約改正を行いたいと考えております。

それから、4 の住民説明会でございますが、試験焼却の結果を踏まえまして2月27日に実施しております。住民の方々には試験焼却の結果を説明して、安全性を確認していただきました。焼却についてはおおむねご理解をいただきましたが、まだ健康不安等に対する意見、要望等も寄せられておりますことから、6 月に再度説明会を開催したいと考えております。

以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありました。それについて何かご質問ございませんか。

内館議員。

○2 番（内館勝則君） 試験焼却ということで牧草だけやったわけですが、基本的には原木ほだ木、これと変わらないものというふうに理解するにはちょっと厳しいかなという、現物が現物ですから。焼却灰等についてもちょっと理解しかねるんですけれども、原木ほだ木の試験焼却というのは計画されていないまま、スケジュールどおり進めていくわけですが、その辺はその差というのは特に変わらないという判断で、こういうスケジュールで進めていくんですか。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 原木ほだ木がほとんどを占めるわけですが、ほだ木についてはチップ化しまして、同じようにごみと混ぜて燃焼させるということで、ほだ木そのものは国の基準値が50ベクレル、1 キログラム当たりですが、宮古広域管内にあるものが100から高くても350ベクレルということで、牧草に比べると格段にセシウム濃度が低いということがございます。ただ総量、いっぱい燃せば、当然灰の中にいっぱい出てきますので、その辺は燃やす量を管理しながら、影響のない基準を守れるような形で焼却をしていきたいと考えています。内容的には牧草もほだ木も全く放射性セシウムは同じですので、燃焼することによって焼却灰の中にそのまま残ってくるということで、その辺を管理しながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（茂市敏之君） 内館議員。

○2 番（内館勝則君） 私が若干気になったのは、牧草は草系で原木シイタケは木質系、基本的に焼却灰が違う。牧草のほうが粒子が細かいというか、そういった部分があるんですけれども、そういった部分で質問だったんですけれども、その辺は十分配慮してやってほしいなというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 最終的には灰になって、恐らく煤塵になって飛ぶと思いますが、それをバグフィルターというもので全て回収されますので、チップも現在燃やしております。それでも結果的には検出されておられませんので、心配はないものと考えております。

○議長（茂市敏之君） 加藤議員。

○3番（加藤久民君） 放射性物質に汚染された牧草及び原木シイタケですか、これが対象物になっているような文章ですけれども、たしか岩泉町で185トンという数字も出ておりますけれども、私の記憶ではたしか福島から持ってきた稲わらとか、それを食べた堆肥、それが基準値超えで保管されているというふうに記憶していますけれども、当然それも焼却の対象になっていますよね、その確認です。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 最終的に確認した結果では、稲わら、堆肥の部分はなかったということで報告いただいておりますので、処理対象にはなってございません。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 震災当初は高かったけれども、結果として、時間がたっておりますので、その間に放射線濃度が下がっています。そういうのも中にはあるようでございます。

◎宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約について

○議長（茂市敏之君） それでは、次に、宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約について事務局の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） それでは、資料のナンバー5をお開き願います。

先ほど、農林業系副産物で申し上げましたが、スケジュールの中に規約変更ということで載っておりますが、農林系副産物の処理に当たりまして宮古市、山田町、岩泉町でそれぞれ発生しておりますので、その焼却処理に当たりまして経費の支弁方法に関する規定を変更するというものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、資料ナンバー5の3ページの別紙の2をご覧くださいと思います。

内容につきましては、別表中の第1号の第20号を第21号に改めます。同表の第21号に放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理及び処分の経費負担の割合を定めるということで、負担割合を当該年度の利用実績により利用割100%とする内容でございます。これにつきましては、6月に構成市町村の議会で規約の一部変更の議決をいただいて7月1日から施行したいと考えているものでございます。

4ページ以降には新旧対照表、変更後の組合規約を添付しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上のとおりでございます。

○議長（茂市敏之君） 説明は終わりましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合消防本部地震・津波災害対応計画について

○議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、宮古地区広域行政組合消防本部地震・

津波災害対応計画について事務局の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、私のほうから当消防本部の地震・津波災害対応計画についてご説明いたします。

資料については、ナンバー 6、ナンバー 6 の 2、概要資料と計画書がありますので、資料ナンバー 6 のほうでご説明をいたします。

この計画は平成23年3月11日に発生した東日本大震災の災害対応を教訓とし、消防本部の消防計画で定める風水害警防計画の細部計画として地震・津波災害に限定して策定したものであり、これについては国で取りまとめました大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書に基づいて策定しております。下のほうに消防本部の消防活動体系がございますが、その消防計画の中の風水害等警防計画の中の地震・津波に係るものでございます。

次に、2 ページをお開き願います。

計画の構成でございますが、1 の総則から始まって 8 の資料等まで 8 つに分かれております。

3 ページに移っていただきまして、総則でございますが、計画の目的、それと構成、想定等を示しております。

計画の目的は、今回の震災で 4 名の職員が殉職したことについて深く反省し、二度と殉職者を出さないことと、今後、同規模の地震・津波が発生した場合を想定して、消防本部の総力を安全に結集し、その後の災害活動を有効に行うことを目的としております。

2 の構成及び性格は、先ほども申し上げましたが、第 1 章から 8 章の 8 つに分かれており、事前対策、それから災害発生時の初動対応、情報収集体制、活動方針、警防本部の運用、災害後の対策を定めております。

地震・津波の想定でございますけれども、震度の想定を震度 5 弱以上とし、津波については津波警報以上、津波警報と大津波警報としているものでございます。

次の消防活動の障害につきましては、災害時において考えられる活動障害を列記しております。主な障害として考えられるのは、今回も山田署と田老分署が被災しましたけれども、消防庁舎の被災による消防力の低下、それから消防力の分散、通信障害等が考えられます。

次に、4 ページに移っていただきまして、事前対策及び継続事業でございますが、消防力の強化、推進については、消防力の整備について施設の整備とか関係機関との連携強化、職員の安全に関する装備の貸与、燃料確保の計画などについて規定しております。

調査計画については、消防水利や中高層建築物、迂回路等の道路や退避ルートの確認、それから孤立地域への対応や各市町村の避難場所等を事前に把握しておくように定めてございます。

消防訓練についてでございますが、3 月 11 日の前後に災害対応の訓練を実施するよう定めており、昨年も今年も意思決定訓練と申しますが、ロールプレイング方式の訓練を消防本部全体で実施しております。

非常招集の計画については、非勤務者が自主参集するときの要領について定めており

ます。

5 ページにまいりまして、地震・津波災害発生時の初動対応についてであります。

地震発生及び津波警報発表の直後の対応について定めており、警防本部、これは消防本部になりますけれども、警防本部からの各署への情報伝達、それから庁舎被害状況の報告、山田署と田老分署においては、活動拠点を浸水想定区域外の代替施設に移し活動することとしております。職員の安全を確保するため、災害防除が困難な津波災害に対しては危険な状態となる前、津波が到達する前でございますけれども、消防職員も退避することが安全管理の基本であること、それと消防力の維持及び消防活動の継続を可能にするといった考え方から、津波到達時刻10分前避難完了や車両による広報の原則禁止等について規定しております。

山田と田老の対応でございますけれども、山田消防署は注意報で通信のみ残留し、車両やその他の職員は山谷地区に移動します。津波警報以上は車両及び全員が山田町役場豊間根支所に移動し、そこで災害対応を行うこととしております。119番と加入電話については、宮古消防署に切り替えし、受付対応することといたしました。

田老分署でございますが、注意報で新田公民館に移動し、そこで災害対応することといたしました。

住民への広報ですけれども、住民への広報は車両による広報は行わず、各市町村の防災行政無線、これを最大限活用し実施することとし、海面監視については宮古署のみ1カ所で安全な高台で実施することといたしました。宮古署の1カ所のみで海面監視して、それを広域消防の目視の津波に関する潮位の情報とするということにいたしました。

次の地震・津波災害発生時の情報収集体制でございますが、構成市町村との連携で、構成市町村に災害対策本部が設置された場合は職員を派遣し、市町村が把握している情報の収集や、逆に我々各署が把握している情報の提供を行い、情報の共有化を図るということにしたものでございます。

6 ページにまいりまして、活動方針でございます。

活動方針では、消防本部の限られた消防力で全ての災害に対応していくことは困難でございます。出動の必要性や緊急性を判断しながら、出動の選別を行っていかねばならないということでございます。そのことを踏まえ、各種事案の対応で、当然、人命救助を大前提として活動することとしておりますが、同時に多発する災害のときには過去の教訓から消火活動を優先することとしたものでございます。過去の教訓で言われていることは、阪神の震災のときもそうなんですけれども、災害を増幅させるのは地震発生後に二次的に発生する火災であることから、最大限、人命救助を優先しながら、最も優先すべき活動を火災対応とするというものでございます。

出動選別の判断要素となるものでございますけれども、当然、人命優先、次に災害の緊急度、それから規模、発生地点、住民対応の可否、二次災害の発生危険、災害の拡大危険、傷病者の傷病程度とか時間経過などの危険度などを総合的に判断して出動する場合の選別を行います。

次の緊急消防援助隊及び県内消防応援の要請でございますが、消防本部の消防力で対応できないと判断した場合は早期に応援要請を行うとしたものでございます。

7 ページに移っていただきまして、安全確保についてでございますけれども、消防活動上の安全を確保するためには通信を確保することが不可欠であります。そのため従来設置してある消防無線、それから固定電話、携帯電話、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線、それから救急車衛星携帯電話に加え、各署への衛星携帯電話の配置を行い有効活用することとしております。また、119番の断線等があった場合に、通信業者に迂回回線への切り替え依頼や警察からの110番による迂回受信を行うこととしてございます。

次の安全管理及び支援体制については、単独行動禁止ということと、それから、全員にトランシーバーを貸与しており、その活用、それから活動するに当たっての退路の確保とか安全管理員の配置等について規定しております。

次の長期災害活動体制の確保については、職員の健康管理に配慮して勤務体制の変更、現在、3 部制でやっておりますが、それを2 部制にするとか、それから新里、川井分署の職員の応援配置、それから食料や燃料の確保について定めております。

8 ページをご覧くださいまして、警防本部運用設置計画でございますが、これは消防本部に設置します警防本部の任務分担や関係機関との連携について規定している部分でございます。

次の事後対策でございますが、非常配備体制の解除や災害対応終了後の、施設が被災した場合の復旧、整備、それから消防の事務になりますけれども火災原因等の調査についての処理について定めておるものでございます。

次の資料等は警防本部への報告の書式でございます。

この計画は随時状況に合わせて補足、修正を加えながら対応していくこととしております。詳細については計画のほうをご覧くださいと思います。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） 説明は終わりました。

何かご質問ございませんか。

松本議員。

○9 番（松本尚美君） 先に地震・津波災害対応計画なるものは今までなかったということですか。

○消防長（野沢浩二君） 特化したものはございませんでした。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9 番（松本尚美君） わかりました。

ざらっと見た段階で、まず今回は、これは総合的な対応計画ではなくて地震・津波に対応を特化したということですが、そうすると地震・津波を除く部分は従前どおりの対応計画を運用するということですか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 従来、災害対応というのは消防計画がございまして、その中で実施していたものでございます。その消防計画の中で風水害という計画がございまして、それに対応しておったんですけれども、今回の災害を踏まえまして津波と地震に限定した活動計画が必要であろうということで、今回、作成したものでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） そうすれば、消防計画で地震・津波含めて風水害、要するに統合的な計画をつくって準備していた。そして、今回は特化した部分を抜き取って地震・津波に対応する計画をつくりました。残っている風水害については現状の部分を計画として位置づけるということですね。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） そのとおりでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） そこで、地震・津波は一昨年、2年経過しているのですけれども、検証を踏まえて特化した計画をつくったというのは理解はしているのですけれども、私が災害の当日から見ていて、今後こういうことが想定される部分、今まで想定していたかもしれないけれど機能しなかった部分、それから想定はしていないものだとかいろいろあると思うんです。個人的な部分かもしれませんが、まずは招集、集まれ集まれかけたときに想定していない部分もあったんだろうなと。というのは、地震は少なかったんでしょうけれども、津波に関しては招集された隊員、消防職員が、まず被災しているという事実もあったんです、家もですね。義勇消防もそうですけれども、被災しているということが書いてございますけれども、それがまずアクセスするというんですか、消防本部まで、それぞれの消防署に行くアクセスがほとんどとれなかったということがあると思うんです。そうすると、それぞれの職員が非番で、明番で招集される職員がどういうルートをするかということですよ。それも事前に、やっぱり調査していろんな想定をしながら、消防本部まで、例えば、場合によっては橋が落下している場合もあるかもしれない。そうすると、最短のルートが選択できないという部分もあるわけですね。ですから、そこも調査していく必要があるのかなと。そして、それぞれが居住する地域において最寄りの消防本部なり消防署までどういうアクセスで行くかということも想定しなければいけない。それが1点。

それから、もう一つは、訓練ですね。訓練を今回、情報訓練ということであると思うのですけれども、それぞれ構成市町村の総合防災訓練なり、そういった訓練というのはもう事前に段取りして、ある程度段取りが済んでいるところで形式的にやっている、形式的ですと怒られるかもしれませんが、イベント的にやっているような状況だと思うんです。ですから、市民含めてどこで何が起きるかわからないという前提で訓練されていないんです。場所を決めて、そこでやります、その地域だけとりあえず参加するみたいな雰囲気で行っているのですけれども、基本的に訓練は想定するのは全域を想定して、そしてそのときに、その当日、例えば部分的に発生していれば、そこで予告しないで指定をして訓練やらないと実際の対応はなかなか難しいんじゃないんですか。例えば、現地本部を仮につくるにしても、近いところで本部をつくるにしても、どこで起きるかわからない。前もって集まれ集まれかけて、ここでやっていますという話ですが、本当にそういった関連機関も含めて集まれるのかどうか。そこもやっぱりしていく必要があるんじゃないかなというのが一つです。

それから、もう一つは、今回は受け身的という大変ですけれども、この地域で災害が

発生することを当然想定しているわけです。当然、広域の中でも連携するというのを想定していると思うんですが、今回、秋田含めてほかの県、またほかの地域から応援してもらっています。応援要請は書いていますが、応援要請されたときの対応というのもどうするかということも、やっぱりこれとはちょっと別な観点なんですけれども、私は必要なのではないかと。もちろん協定とか取り決めとか、ルールとかあるだろうと思うんですけれども、そこは水道関係含めて、今回いろんな応援いただいていた。消防だけの問題ではないと思うんですけれども、他県なり他地域で災害が発生したときの対応という部分ももう少しわかりやすいというか、公表できるものであれば公表していただきたい。ばらばらと言ってしまって申し訳ありません。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 職員の参集でございますけれども、資料ナンバー6の2、8ページ、1、自主参集と書いていますけれども、その中で、（1）職員は非常時において招集が予想される場合に命令を待つことなく自主的に参集する。（3）に職員は発生した事象により安全な迂回路を選択し、状況によっては自家用車の使用を控え、自転車かバイク、または徒歩等で参集するというようなことも定めていますし、どうしても自分の署に参集できない場合には近くの署ということも定めております。そういったことから、参集については、この間の訓練も実際に当番で出てくる出勤者に経路を使ってどのぐらいかかるかということも訓練はしております。

それから、訓練についてですが、6の2の6ページを開いていただきたいんですけれども、第3節、6ページの真ん中に消防訓練というものがございます。今回と昨年実施した訓練はブラインド型といいまして、想定を知っているのはコントローラーだけで、ほかの人は災害の何が起こるのかという情報は一切知らされていません。そこで、情報を与えて、例えば地震が発生しました、どのような行動をしますか、そこで意思決定をする、意思決定訓練といいますけれども、それを実際に去年と今年実施しております。

実動の訓練というのは職員の招集、何分ぐらいかかった、どこの経路を回ってくるとかそういう部分がありますけれども、災害対応、例えば地震が発生した、津波が来た、ここに被害があるといった場合には、実際に動きはしませんけれども、これこれこういうふうにしましょうとか、緊援隊についても実際に管理者と協議してから県に連絡して、知事が出たら国のほうに連絡をする、そういう意思決定といいますか、そういうような訓練はしております。

それから、緊援隊でございますけれども、緊援隊の受援計画、例えば応援を受ける場合には、計画は受援と応援、我々が応援に行く場合と受ける場合の計画は別に定めております。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 訓練もブラインド型を実施しているというのは非常に評価しています。まさにそのとおりだと思います。これを消防だけではなくて全体にやらなきゃならないじゃないですかという思いでさっき話をしてみました。消防が先行をしてそ

れをやっているんですね。ただ、それぞれの自治体でやっている部分というのはブラインド型、今なかなかないんですね。この間も、ブラインド型なんだかどうかかわからないんですけども、一部だけ机上訓練でやっていたりするんですけども、やっぱり今聞いて言葉がブラインド型と初めて聞いたんですけども、そういった訓練の中で、やっぱり今のことをやっていかなきゃならないと思って、そこは構成市町村と連携しながらということで、ぜひ行ってほしいと思います。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

内館議員。

○2番（内館勝則君） 3.11で消防署員の方、それから消防団員の方が尊い命を失うというような出来事があったわけですけども、その後、専門の職に当たる消防署員、あるいは非常勤消防の消防団員、緊急時における活動のガイドラインというんですか、どの段階で逃げればいいのかというのが、ここ2年間いろいろな形で議論されてきたと思うんですけども、そういった内容というものがこの計画の中には直接的な表現では載っていないんですけども、実際に署内でもそういったことも議論されたと思うんですが、やっぱり消防署員があつての人命救助なものですから、無謀なという言葉はちょっと当たらないと思うんですけども、そういう形で片や亡くなったという方もあったという認識しておるわけですが、そういった議論等踏まえて、それがこの計画の中にどのように反映されているんでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 職員の安全管理でございますけれども、国のほうでも示しているのは、津波災害対応というのは非常に困難な作業ということで、その被害に遭った消防職員も、団員も含めてですけども、避難することが前提であります。その中で我々職員はどうしたらいいのかということで、10分前避難、気象庁が発表する到達予想時刻、これをもとに10分前には安全な高台に避難しているということにいたしました。

それから、先ほどの車両広報については原則しない。これは田老分署の職員は車両広報中、被災しております。その中で防潮堤の中で広報活動していれば津波が来たのはわからない。また同じことをやっていけば、また同じことが起こる可能性があるということで、幸いにして、沿岸市町村には防災行政無線が全て設置してございますので、それを最大限に活用して、広報についてはそれでやるということにしております。

○議長（茂市敏之君） いいですか。

○2番（内館勝則君） それぞれ管内の市町村で消防施設等にかかわる復旧、復興等を進めておるわけですけども、管内の消防施設に関する復旧の進捗度というのはどのようなものでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 車両とか機動力の部分については、全て災害復旧補助金を活用して整備は終わっております。

それから、災害に対応するために、先ほど申しました衛星電話の配備とか救助に使う器具とかを来年度の予算で計上はしております。

署については、田老分署と山田の消防署の庁舎が被災しておるということで、これに

つきましては構成市町村と協議しながらやっているところでございますけれども、実際のところ、構成市町村でも一番用地の選定と申しますか確保と申しますか、その部分がまだはっきりとは確定していない部分がありますので、これが確定した場合には協議を進めながら今後災害復旧補助金を使って整備したいと思っております。

以上であります。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 3月11日のときに、ちょっと悩ましいといえますか、指摘されている部分もあったと思うんですけれども、浸水区域からの救急要請をどうするか。これはこれの中に入っているのかもしれないんですが、ちょっと見つけれないんですが、そこはどういう対応をするのか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 浸水区域の例えば津波到達予想時刻の付近に救急要請があったとか、そういう場合が考えられると思うんですけれども、そうなった場合には、浸水危険区域外までは出動させます。そこで周囲の情報、例えば気象庁が発表する潮位の情報とか津波関連の監視に出ている潮位の変化とか、それからラジオ等の情報とか、そういうのを総合的に判断して、あとは距離もあると思うんです。災害危険区域の境と、それから奥にもあるのか、それとも手前なのかということもあると思います。そういうことを判断しながら出動の場合はこっちのほうで指示しなければならない。一概にすばっと決めてしまうと状況が災害によって違うわけでございますので、その辺のところは状況判断で情報収集しながら、そこで判断して活動するかしないかというのは判断していきたいというふうに思っています。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） ちょっとなかなかマニュアル化しづらい部分もあるのかなと正直そう思います。それと、やっぱり浸水危険地域が、今後、防潮堤ができてどうなるかというシミュレーションで、新たな浸水予想、水深ですか、そういったものも当然あると思うんです。それが1種、2種、3種という、これは消防隊とはちょっと直接関係ないかもしれませんが、そういった区分けをしながらやるとなるとなかなか判断が難しい。50センチのところもあるかもしれないし、1メートルのところもあるし、それを超えるところもあるというようなことになってくると、経路を含めてなかなか難しいのかなと。今後、三陸沿岸道ができて迂回する、そういう部分が確保されるというのは一つプラス要素かなというふうに思うんですけれども、そのときに職員が混乱しないように、指令含めて責任ある人がいればいいんでしょうけれども、なかなかそうもいえないのかなという思いがありますけれども、もう少し検討できるものがあれば検討して、よりわかりやすい判断ができるようなものができればいいなと期待しています。

終わります。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0 時 2 5 分閉会